

1. 銀行

❖ ベトナムにある金融機関や外国銀行の支店ではない借り手に適用される外国借入条件に関する重要な注意事項

政府が保証しない外国借入条件について、2023年6月30日付の国家銀行発行の通達・第08/2023/TT-NHNN号〔“TT08”〕の詳細は以下の通りである。

i. 外国融資契約〔“NN”〕：

外国融資契約は、外国融資の引き出し日より前にサインする必要がある。資金引き出し日に融資契約を締結する場合は第9.3条の規定に従って、短期融資又は投資登記証明書が発行されたプロジェクトの投資準備のための資金となる融資資本に移すことから生じる融資の場合にのみ適用される。

ii. 短期外国融資契約：

承認される借入目的 (第17.1条)	保管、証明資料	外国借入制限 (第18条)
現金での短期買掛金の支払	短期借入の利用需要のリストを含む借入資金の利用計画(第7条)(フォームはTT08の付録にある)	適用しない
資金引き出し時から12か月以内の期間に専門的な活動を提供する(ただし、財務上の安全基準を確保する必要がある)。		
外国借入の仕組み	外国借入の仕組みの計画(第8条)	借入上限額 ≤ 元金残高 + 利息額 + 既存の外国債券の未払い手数料 + 新規融資手数料を再編時に決定

iii. 中長期外国借入：

承認される借入目的 (第17.2条)	保管、証明資料	外国借入制限 (第18条)
投資プロジェクト実施	投資登記証明書又は投資主張の承認書面(第17.4.a条)	国内及び外国の中長期借入金の元本残高(延長される短期借入金および短期延滞から中長期への借入を含む) ≤ プロジェクト投資総額 - 投資家の出資額
その他のプロジェクト、製造、事業の計画の実施	外国借入金の使用計画(第7条)	国内及び外国の中長期借入金の残高(延長される短期借入金および短期延滞から中長期への借入を含む) ≤ 外国借入資金の使用計画における融資需要の合計
外国借入の仕組み	外国借入の仕組みの計画(第8条)	借入上限額 ≤ 元金残高 + 利息額 + 既存外国債券の未払い手数料 + 新規融資手数料を再編時に決定 *新規ローンの引き落とし日から5営業日以内に借り手は上記の5営業日後に既存のローンを返済しなければならず、ローン上限も保証すること。

iv. 外国借入資本の使用原則:

第 6.2 条の規定に従って、外国借入から引き出した、一時的に上記の合法的な外国借入目的に使用されない外国借入からの資金源は、ベトナムでの金融機関、外国銀行支店に（全部または一部）預けることができる。

預け入れの期限は入金ごとにそれぞれ 1（一）か月を越えてはならない。

借り手は、預け入れごとに追跡表を作成し、管轄機関による検査および審査のためにこの追跡表と証明書類を提示する必要がある。

v. 商品の延期輸入の形での外国借入:

通達・第 08 号 (第 5.1 条) に規定されている外国借入条件に従う必要はない。ただし、対外債務の借入および支払いに関する外国為替管理に関する規制およびその他の関連法律を遵守する責任がある。

結論: 外国借入がある際の遵守を確実にするために、顧客は 通達・第 08 号 の内容全体を検討し、借入口座サービスを提供する銀行のスタッフに連絡することをお勧めする。

2. 法人税

❖ 法人税の課税所得の確定の際の損金算入費用

2023 年 7 月 18 日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第 51950/CTHN-TTHT 号の詳細は以下の通りである。

会社が個人に代わって、個人所得税の申告及び計算サービスへの支払い、会社で働く外国人労働者である個人に健康ケア会費カードの購入費が、報酬、給与の性質を持つ合理的な経費であることを確定する場合、この費用が通達・第 96/2015/TT-BTC 号の第 4 条 1 項に規定されている条件を満たし、以下の様な具体的に規定された文書のいずれかのひとつ: 労働契約書、労働協約、会社財務規制及び 2015 年 6 月 22 日付の財務省発行の通達・第 96/2015/TT-BTC 号の第 4 条 2 項に規定されている法人税の課税所得の確定の際の損金不算入費用に属しない場合、会社の法人税の課税所得の確定の際に損金算入費用になる。

3. 付加価値税

❖ 工場賃貸活動に対する付加価値税の申告

2023 年 7 月 5 日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第 47362/CTHN-TTHT 号の詳細は以下の通りである。

- 企業は通達・第 80/2021/TT-BTC 号の第 13 条 1 項及び政令 126/2020/ND-CP 号の第 11 条 1 項に規定されている場合に属しない納税者の本社があ

る他の省で工場賃貸事業を行っている場合、企業は、工場賃貸活動が行われている税務当局に個別に付加価値税を申告する必要はないが、企業の他の製造および事業活動と一緒に付加価値税を申告し、付加価値税の申告書類を税務管理局に直接に提出し、このビジネスが所在する地域に付加価値税の納税額を割り当てる必要はない。

- 法律の規定により、支店が工場の賃貸側ではない場合、この工場賃貸活動から生じる所得の納税者ではない。

❖ 投資プロジェクトに対する付加価値税の申告

2023 年 7 月 31 日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第 54965/CTHN-TTHT 号の詳細は以下の通りである。

- 投資プロジェクト所有者に代わって、多くの場所で 1 つまたは多くの投資プロジェクトを直接管理するために、投資プロジェクト所有者が本拠地を置く地域以外の省レベルの地域にある支社に付加価値税の還付を引き渡す場合、支社は政令・第 126/2020/ND-CP 号の第 11 条 1 項 a 及び第 7 条 2 項 d に従って、投資プロジェクトがある地域の税務局に各投資プロジェクトに対しての税務申告書類を個別に作成し、提出しなければならない。
- 支社が投資プロジェクトに対しての付加価値税の還付を申請する場合、税務局に提出する税務還付申請書類には通達・第 80/2021/TT-BTC 号の第 28 条 2 項 a.6 に従って、投資プロジェクトの所有者の投資プロジェクトの管理の引渡し決定書及び支社組織と運営に関する規定が必要になる。

4. 個人所得税

❖ 海外からの収入に対する税務義務の履行

2023 年 8 月 4 日付、ハノイ市の税務局発行のオフィシャルレター・第 56995/CTHN-TTHT 号によると、以下の内容になる。

経営を登録しないが顧客とコンサルティングサービスを提供する契約書を締結する個人については、この契約書からの報酬は 2013 年 8 月 15 日付、財務省発行の通達・第 111/2013/TT-BTC 号の第 2 条 2 項 c に規定される給料、報酬の性質を持つ。

そして、海外から上記の報酬を受ける居住者個人は、財務省発行の通達・第 80/2021/TT-BTC 号の第 19 条 3 項 a.2 の規定に従い、個人所得税を直接、税務機関に申告しなければならない。

報酬・給料に対する個人所得税を税務機関に直接申告する個人の個人所得税の申告書類は税務申告書類の一覧の付録 1 の第 9 目 9.2 にある規定に従う（2020 年 10 月 19 日付、政府発行の政令・第 126/2020/ND-CP 号に添付）。

個人所得税の申告期限は 2020 年 10 月 19 日付、政令・第 126/2020/ND-CP 号の第 8 条に従う。

個人所得税の確定申告書類を提出する場所は 2020 年 10 月 19 日付、政令・第 126/2020/ND-CP 号の第 11 条 8 項に従う。

5. その他の税

❖ 輸入税の還付

2023 年 6 月 26 日付け、税関総局発行のオフィシャルレター・第 3249/TCHQ-TXNK 号によると、以下の内容になる。

- 生産および事業のために原材料および資材を輸入し輸入税を支払ったが、商品の製造を全て自社でまかなわず、加工のためにこれらの原材料および資材の一部または全部を他の企業に渡し、その後、加工品を受け取って製造・輸出を行う場合は、税還付の規定に適合しないため、加工のために加工業者に渡された原材料、資材にかかる輸入税は還付されない。
- 輸出加工企業へ加工のために移動される原材料、資材から生産され、その後、生産を続ける又は輸出するためにベトナムに再輸入をされる製品に対しては、課税商品の一覧表の輸出税率表に従って輸入税を納税しなければならない。

6. インボイス

❖ 商業割引の形式に関するインボイス

2023 年 8 月 2 日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第 3292/TCT-CS 号による、以下の内容になる。

事業所が顧客に対して商業割引の形式を適用する場合 (もしあれば)、VAT の計算価格は、顧客に対してすでに商業的に割引されている販売価格となる。商業割引は商品、サービスの数量、売上高に根拠とされる場合、割引されている販売価格は最後の購入又は次期のインボイスに調整される。割引される金額が割引プログラム、期間の終わった後作成される場合、調整するインボイスの番号、金額、調整後の税額の一覧表を添付する調整済みインボイスを作成する。調整済みに基づいて購入者と提供者は、販売収入と仕入収入、生産税と仕入税の調整を申告する。

7. 労働

❖ 新しい額での年金、月額手当の支給

2023 年 6 月 29 日付、政府発行の 2023 年 7 月から増加する年金、社会保険手当、月額手当についての政令・第 42/2023/ND-CP 号の内容の詳細は以下の様になる。

- 政令・第 108/2021/ND-CP 号に従って 2022 年 1 月 1 日からの金額が 7.4%増加された人は 2023 年 6 月に受ける金額は 12.5%増加することになる。
- 政令・第 108/2021/ND-CP 号に従って 2022 年 1 月 1 日からの金額がまだ 7.4%増加されていない人は 2023 年 6 月に受ける金額は 20.8%増加することになる。

この政令の発効は 2023 年 8 月 14 日からなので、7 月の年金、月額手当を支払う時に、社会保険機関は調整前の金額で支払う。2023 年 7 月にまだ受けていない差額は 2023 年 8 月の支払期日に支払われる(2023 年 7 月 17 日付のオフィシャルレター・第 451/CSXH-HT 号に従う)。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。